

## 令和元年度第1回河南町入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和元年10月2日（水）13時30分から15時40分まで
開催場所	河南町役場庁舎2階庁議室
出席者	委員3名 町長、副町長、総務部長、住民部長、教・育部長、施設整備担当課長、税務課長、教育課長、こども1ばん課長 契約検査室長、契約検査室職員2名
議事概要	<p>令和元年度第1回河南町入札監視委員会の議事概要は、次のとおりです。 【対象期間：平成31年1月1日から令和元年7月31日まで】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委員長の選出 委員長は、委員の互選により山本委員を選出しました。</li> <li>2. 指名停止措置の運用状況について 今回の対象期間内で9件の指名停止措置について事務局から報告がありました。 〈主な質問及び意見〉 ・③の指名停止理由として、契約不履行となっているが、その後契約はどうしたのか？ (回答) 大宝地区公民館外灯修繕工事で3月に契約解除した案件で、この外灯の根本が腐食し、倒壊の危険があったため、別の業者と随意契約を結び、年度内に完了しました。</li> <li>3. 談合情報等の処理状況について 対象期間内での談合情報はありませんでした。</li> <li>4. 入札・契約状況及び抽出事案について 今回該当期間内に、本町が入札または随意契約を締結した130万円を超える工事、50万円を超える委託及び80万円を超える物品購入の入札・契約状況の報告があり、対象契約案件137件の中から任意抽出された次の3件の概要、入札の経緯、落札者の決定等について、契約検査室及び担当部局より説明し審議が行われました。  (1) 抽出事案 <ol style="list-style-type: none"> <li>① (仮称)かなんこども園整備工事 (契約金額：831,600,000円)</li> <li>② 家屋評価システム関連機器等(リース契約) (不調)</li> <li>③ 校務支援等クラウドサービス利用契約 (契約金額：116,912,160円)</li> </ol> </li> </ol>

(2) 主な質問及び意見

① の抽出事案について

【抽出理由】

一般競争入札の案件中、最も契約金額が大きく、低入札調査価格での落札であったことから、工事内容及び低入札調査の経過説明を受けたいとの理由から抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

- ・ 予定価格と比べて、1億円ほど低い金額で契約しているが、理由は何か？  
元請業者が下請業者を安価で雇うなど買ったたきのようなものはなかったか？

(回答) 落札業者にヒアリングをしたところ、繁忙期ではなく工事時期的に施工しやすかったことが主な理由でした。また、価格については、下請業者全てに電話で調査したところ、指値でなく自社見積りの価格であるとの確認をとっております。

- ・ 幼稚園と保育園と一体となっているのか？具体的にどのようなものか？また入園人数は、幼稚園と保育園でそれぞれ枠が設けられているのか？

(回答) 幼保一体となります。一つの施設の中で、一体的に幼稚園部門・保育園部門あわせて、年齢ごとに保育・教育ができるようにします。そのため、同じ教室の中にも、幼稚園児と保育園児では帰宅時間が異なってきます。入園人数については、それぞれの枠ではなく全体での枠となります。

- ・ 設立するにあたり、特色等があるのか？

(回答) 整備の特色では公共施設の有効活用、また施設に関しては自然と触れ合えるものを考えており、園庭に芝生、室内に大阪府産の木材を利用しています。また、一般的に保育園の民営化が進んでいますが、河南町の場合は、幼稚園を5園から2園にして、また保育園を1園とする3園で運営していましたが、小学校統合に伴い、小学校跡地に保育園を新たに作り、保育園も2園体制にしました。当初、指定管理者制度を導入して保育園を運営していましたが、1園は民営化を取り入れつつ、行政の意向も踏まえることができる公私連携型の認定こども園とし、現在もう1園を公立のこども園として進めようとしています。幼児教育については2園体制で進めていきます。

- ・ 建設にあたって、建物の旧西館について、なぜ残したのか？

(回答) 建物を全撤去した場合と一部残して再利用した場合のコストを検討したところ、旧西館については再利用することになりました。また近隣住民からも一部でも残してほしいとの声もあり、残しました。

・評価項目の中にアスベストが入っているが、建物はどのような状態だったのか？残した旧西館にはなかったのか？アスベストについて、以前ほど問題視されなくなったのか？

(回答) アスベストは、屋外プールの管理棟と東館の外壁下地に含まれていました。労働基準監督署などと協議した結果、レベル3と認定して除去しつつ、施工をしました。また旧西館については、アスベストはありませんでした。アスベスト対策について、以前より厳しくなっております。

・入札参加業者が2者となっており、少ないように思うが、周知等はどのように行ったのか？

(回答) 周知については、建設業界の建通新聞に工事発注予告及び入札公告時に、掲載してもらっています。また、業者数に関しましてAランクの業者のみの参加としたためと考えられます。

・Aランク業者でなく、Bランク業者で実施はできなかったのか？

(回答) 本案件の予定価格から要綱ではAランク以上の業者と定めています。Bランク業者の参加については、特別な事由がある場合、認められることがあります。本案件については、Aランク以上の業者を対象として、入札参加業者資格審査会の議を経て決定し、実施しました。

・地域貢献度の地域住民雇用貢献度とは何か？以前からあったのか？

(回答) 常勤の社員として一人でも町民が雇用されていれば、加点としています。この項目については以前からありました。

・技術評価点と価格との間で、技術点が高い業者が価格の安い業者に負けるという事態には今回はならなかったが、業者が増えればそのような事態になりやすいと思われる。低入札価格の確認についてはどうか？

(回答) 当該業者に対し、事情聴取を行い、調査した結果、当該価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認められましたので、問題はありませんでした。

## ② の抽出事案について

### 【抽出理由】

指名競争入札で指名業者21者のうち辞退が20者・無効1者で不調となり、契約締結の意向が確認できた無効1者と随意契約したことから設計仕様の内容と指名業者の選考方法について説明を受けたいことから抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

・予定価格が5年間で570,000円となっているので、月額ではおよそ1万円となるのか？

(回答) 金額については、そのとおりです。導入した機器は、プリンター及びシステムを導入したパーソナルコンピューターです。また予定価格は、主に機器本体のリースにかかる金額で積算しています。

- ・今回導入のシステムについて、システム開発会社と契約締結となっているが、そもそもシステム開発会社しか参加できなかったのではないかと他業者の辞退理由はどのようになっているのか？

(回答) 辞退理由の理由として、会社の都合によるものが12者、価格が合わないもの・システム納入業者と取引がないもの・仕様に対応できないものが各2者、人手不足・納期に間に合わないものが各1者となっており、明確にシステムを導入できない理由であるシステム開発業者と取引がないとしているのは2者のみです。

- ・プロポーザルでシステムを決定したものをリースするのに、指名競争入札したとのことだが、随意契約で契約することは考えなかったのか？

(回答) 随意契約をすることが可能な金額は、町の財務規則・地方自治法に記載に基づくと、予定価格で40万円以内となっております。今回の予定価格は57万円なので、競争入札としました。

- ・今回の予定価格の積算について、主に機器本体のリースにかかる金額から積算したとのことだが、今回業者はシステム等の導入もしており、その分にかかる費用を考えれば、業者にとって利益のある契約であったのか？

(回答) 導入予定のシステムをプロポーザルで決める際には、機器代だけでなく、システム代、保守代等を含めて積算した金額および機能面で導入システムを決定しました。その際に提示された金額で、システム代は非常に安価でした。また、プロポーザルでは保守も含めての費用としていたので、業者は保守代で利益がでると考えたと思われます。

- ・抽出事案の説明のなかで今回随意契約した会社は、リース会社を決める指名競争入札を実施した際に、入札無効となった会社であるが、なぜ無効となったのか？

(回答) 郵便方法の相違ということで無効としました。

- ・今回導入する会社は、システムを開発している会社であり、システム費用を契約金額に含む必要がないと考えられる。したがって、その会社はシステム費用を見込まず入札できるため、他の業者より安い金額で入札できるのは当然のように思える。プロポーザルで決定したシステムを導入するのにあたって、今回指名競争入札をしたとのことだが、そのままプロポーザルで導入会社も決定しても良かったように思うが、なぜしなかったのか？

(回答) 今回随意契約で契約した会社は、システム開発とリースの両方を行っ

ている会社であるが、なかにはシステム開発のみしか扱っていない会社やリースのみしか扱っていない会社があり、プロポーザルの段階でリース会社までの決定とはしませんでした。また、例えば他の入札案件においては、メーカーと関連のあるリース会社が必ずしも落札するとは限らないため、入札は成立していると考えます。

- ・システムの選択にあたって、プロポーザルで決定したとあるが、プロポーザルには何者の業者が参加したのか？

(回答) 近隣で実績のある、また日本の自治体で主に使われているシステムを開発している4者に連絡を取りました。そのうち1者が辞退となっています。

- ・既存システムから、今回新たにシステムを導入した経緯等はどのようなものか？

(回答) 既存システム導入から8年経過し、ソフト及びハードウェアの老朽化により十分な保守対応ができず、また、既存システムでは次回の評価替えにプログラム対応ができないため、新システム及び周辺機器を導入する必要が生じました。

(意見) プロポーザルで決定したシステムを導入するにあたって、その業者を決定するために入札に付した場合、今回のようにシステム会社が落札する可能性は極めて高いものと思われる。例えば、プロポーザルの段階でシステム開発会社に対し、機器にシステムを導入するところまでさせていけば、他の機器リース会社なども参入しやすくなると思われる。今回のように入札をしたが、他の業者が参加しにくいといった状況にならないように、今後はプロポーザルの段階で仕様などを工夫するように検討すること。

### ③ の抽出事案について

#### 【抽出理由】

抽出理由は、随意契約の案件中、契約金額が大きく、随意契約(2号)したことからその理由、またICT環境整備の内容及び今後の展望などについて説明を受けたいことから抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

- ・今回は随意契約をしたとのことだが、今後も同会社と1者随契をするのか？

(回答) 短い期間で契約が必要であったため、(株)富士通と随意契約をしましたが、導入ソフト等は富士通製以外のものであるため、次回の契約の際は他の業者も参入できると考えております。

- ・短期間で契約しないといけないとのことだが、どういうことか？

(回答) 小学校の統合について条例も含め、最終決定が平成 29 年 12 月にあり、今回導入となりましたので、期間が非常に短い中教員の事務への影響・負担を最小限とするためには、従来システムを導入・熟知した会社と契約する必要がありました。

- ・都道府県の中では、全市町村で統一したシステムを使っているところもあるが、今回は考えなかったのか？

(回答) 大阪府では統一したシステムがなく難しいのが現状です。

- ・今回の随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号で随意契約をしたとのことだが、短期間でのサービスの開始や事務の煩雑さを理由とするのは、厳しいと思われるがどうか？

(回答) 今回随意契約をした理由として、短時間での契約が必要であったこと、システム導入中も通常の学校業務がありますので、支障がないように今回システムを熟知した業者と随意契約する必要がありました。また今後導入する際に、今回のように随意契約とならないように市販されているシステムを導入させることにより、他の業者でも導入の際に煩雑にならず、参入できるようにさせています。

(意見) 今回は既存のシステムと関連性があり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）の理由で、随意契約をする必要があったものとする。ただし、次回の契約の際には、随意契約を避け競争入札に付するよう検討いただきたい。

### (3) 審議の結果

抽出審議した 3 件の案件については、入札及び契約状況は特段問題があるところまでは言えない、概ね適正な手続で行われたと認められる。

## 5. その他

- (1) 令和元年度第 2 回河南町入札監視委員会の日程について  
次回 令和元年度第 2 回河南町入札監視委員会開催日時  
・令和 2 年 2 月 2 0 日（木）午後 1 時 30 分から

## 6. 問い合わせ先

河南町総務部契約検査室 電話番号 0721-93-2500（内線 360・361）